

令和7年度 スクールバス乗車規程

静岡県立藤枝特別支援学校
スクールバス委員会及び生徒指導課

1. スクールバス運行の目的

スクールバスは、児童生徒の登下校を支援するものであり、児童生徒の安全を最優先に運行する(乗車マナーなどを指導するための場ではない)ものとする。

2. 乗車基準について

(1) 小学部児童、中学部生徒

全員を乗車対象とし、スクールバス委員会の承認を得て乗車する。

(2) 高等部生徒

利用対象となる生徒を以下のとおりとし、義務教育である小・中学生の乗車を優先した後、希望数と空き座席数との調整により乗車の可否を決定する。

- ① 療育手帳A又は、身体障害者手帳1、2級を所持している者(例外として、障害により安定した歩行や危険の回避が難しいと学校が認めた者)
- ② 始業時刻に間に合う公共交通機関がない、乗り継ぎを含め2時間以上の通学時間を要する又は、学校まで送迎することができない等の通学困難な者。
- ③ 健康上の理由等で、自主通学をすることが困難な者。

ただし、定員を超えた場合は、以下の方法で利用者を決定する。

- ① スクールバス委員会で検討し、必要度の高い生徒から利用可とする。
- ② 必要度が同程度の場合は、より学年が下の生徒から利用可とする。

(3) 医療的ケア対象児童生徒

乗車の可否・配慮事項については、別紙「医療的ケアを実施していく上でのお願い及び確認事項」内「スクールバスの乗車について」に準ずるものとする。

3. スクールバス利用者の基本的条件(以下を満たすこと条件とする)

- (1) シートベルトや各自用意した安全装具(チャイルドシート等)の装用により、急ブレーキ時でも体をずり落とすことなく席に座っていることができる。
- (2) ベルト等を装用し、離席することなく、20分から1時間は安全に乗車できる。
- (3) 他の児童生徒に迷惑をかけず、スクールバス運行に支障をきたすような行為(他人を傷つける、児童生徒の所有物や設備等を破損する、物を投げる等の著しく危険な行為)をしないで乗車できる。
- (4) 保護者又はそれに代わる人が、決められた時刻にバス停まで送迎できる。
- (5) 送迎者が「スクールバス送迎の流れと利用上の注意事項」を厳守できる。
- (6) 健康面、医療面での配慮や対応がなくても乗車できる。

原則として、日常生活場面で医療行為を行う必要がなく、重篤なてんかん発作がないこと。

＜てんかん発作がある児童生徒のスクールバス乗車条件について＞

- 服薬で発作の状況が安定している。
- 救急搬送になった場合、保護者が直ちに搬送先に向かうことができる。
※運行中は座薬の挿入ができないため、発作が起きた場合は救急搬送となる。
- スクールバスへの乗車に関して、医師に相談し了承を得ている。

※ 上記を満たしているかどうかをスクールバス委員会で検討し、乗車許可を出す。

※ 年度の途中であっても、条件に沿わない状況が見られる場合は、一時的にバス利用を控え、送迎をお願いする場合がある。

4. 乗車を控えるとき

(1) 気持ちが不安定になり、落ち着かないとき。

※ 大声を出したり、泣き続けたりすることも含む。

(2) 体調が悪いときや不安なとき。

※ 発熱、嘔吐、下痢、発作直後、病気や入院による長期欠席空け等。

(3) 初めての発作のようなものが起きたときや、発作の状況に変化が生じたとき。

※ 状況が落ち着くまで(1カ月程度)は、乗車せずに様子を見る。

(4) 前日又は当日朝に発作があったときや、発作が頻繁に起きているとき。

(5) 他の人を傷つける行為や、迷惑をかける行為があったとき。

(6) 児童生徒の所有物や設備等を破損する行為が続いたとき。

※上記の様子が見られた場合、学校はスクールバス委員会で今後の乗車の可否、支援・対応等について検討する。また、保護者はスクールバスの乗車を控え、その後の乗車については、スクールバス委員会の決定に従う。

5. 乗車手続きについて(申請・許可・変更・取り消し)

(1) 「スクールバス乗車許可願」を保護者が提出する。

(2) 「スクールバス乗車許可願」を受領し、スクールバス委員会で検討する。

<スクールバス停について>

- 原則として、登下校とも同じ且つ、自宅に最も近いスクールバス停を利用する。
 - やむを得ない理由で、家庭から一番近いスクールバス停を利用できない場合は、学校へ相談しスクールバス委員会が許可した場合のみ、他のスクールバス停を利用できる。
- ※状況に応じて、証明する書類の提出が必要。

(3) 乗車の可否を保護者に通知する。

6. 年度途中に変更が生じた場合について

(1) 変更希望の旨を保護者が担任に伝える。

(2) 「スクールバス乗車変更願」を保護者が提出する。

※ 状況に応じて、変更が必要であることを証明する書類の提出が必要。

(3) スクールバス委員会で変更を認めるか検討する。

(4) 変更の可否を保護者に通知する。

7. その他

(1) 保護者はスクールバス停ごとにリーダーを決める。スクールバス停リーダーの業務に関しては、別紙「スクールバス停リーダーの仕事について」に記載する。

※ スクールバスの安全・安心な運行のためにスクール、バス停利用の仕方の確認や連絡の伝達等を、学部や学年を超えて保護者同士のご理解ご協力をお願いいたします。

(2) 児童生徒の安全確保のため、学校の判断で座席移動や補助ベルトの装着を行う場合もある。

(3) 運行経路及びスクールバス停、時刻表については、年度末毎に見直しを行う。

(4) 災害発生時は状況によって引き渡し場所を判断し、Cocco で配信する。(例: 一時避難地、被災した場所、通常のバス停、など)

(5) スクールバス介助員は、児童生徒の安全確保と円滑な運行を支えることを業務としている。

＜スクールバス送迎の流れと利用上の注意事項＞

朝(引き渡し)

- ① 児童生徒の心身の状態を確認し、乗車が可能であるかどうか判断する。
- ② スクールバス停までの送迎又は、見届けを行う。
※ ただし、中学部生徒が自主通学を見据えた練習の一環として希望し、その通学経路が安全上問題がないことを学校が判断した場合は、生徒のみでの通学を認める。
- ③ スクールバス出発時刻の 10 分前までに、スクールバス停で待機する。
- ④ スクールバス出入り口でバス介助員に、氏名と下校便への乗車の有無を伝える。
- ⑤ スクールバス介助員に児童生徒を引き渡し、シートベルト装着まで見届ける。
- ⑥ スクールバスが発車するまで、スクールバス停で待機する。

帰り(引き取り)

- ① スクールバス到着時刻の 10 分前までに、スクールバス停で待機する。
- ② 出入り口でスクールバス介助員に氏名を伝える。身分証を見える位置に身につけておく。
- ③ スクールバス介助員から、児童生徒を引き取る。

利用上の注意事項

- ① 排せつを済ませてから乗車する。
- ② スクールバス内での飲食はしない。
- ③ かばん以外の持ち物には見えるところに名前を書き、ひとつにまとめる。ただし、車椅子等の座席に収まらない大きさの荷物は持ち込まない。
- ④ 安全に乗車できるために必要な支援グッズは、保護者が用意する。
- ⑤ 児童生徒が設備を破損した場合は、保護者の負担で修繕を行う。
- ⑥ スクールバス停への送迎に遅れた場合は、保護者が学校まで送迎を行う。許可の出ていないスクールバス停での乗降車は、原則として認めない。なお、下校時に保護者がバス停に到着していなかった場合は、児童生徒はスクールバスで学校まで戻し、学校にて引き渡す。
- ⑦ 乗車に支援を要する場合は、保護者が一緒に乗って乗降車やベルト着脱の支援を行う。ただし、シートベルトは一人で締められることを原則とする。また、チャイルドシートや布ベルト等を装着する場合は、保護者が準備をし、児童生徒への着脱も保護者が行う。長期休業前(冬休みを除く)には、持ち帰って点検清掃を行う。
- ⑧ 乗車しない場合は、スクールバスの出発時刻前までに必ずスクールバス停リーダーに伝え、スクールバス停リーダーはスクールバス介助員へ伝える。スクールバス停リーダーがスクールバス停に行けない場合は、副リーダー又は他の保護者に代行を依頼する。下校時にスクールバスに乗車しない場合は、連絡ノート等で担任に伝える。
- ⑨ 送迎時は必ず身分証を携帯する。特に、保護者以外の者(ヘルパー等)が送迎する場合は、担任とスクールバス停リーダーにその旨を事前に連絡し、保護者以外の者へ身分証明書を提示するように伝える。
- ⑩ 車での送迎の場合は決められたスペースへ駐車し、学校より配布された「駐車許可車両」の表示を、外から見える場所へ必ず提示する。

※ 上記を必ず守り、安全・安心なスクールバス運行にご協力をお願いいたします。